

令和3年8月

広島市水道局技術管理課

総合評価落札方式における主任（監理）技術者に求める資格について（お知らせ）

広島市水道局では、技術者の能力を評価する項目として、「主任（監理）技術者の資格」を設定していますが、令和3年8月より本評価項目における評価基準を改定しましたのでお知らせします。

1 評価基準の改定

「主任（監理）技術者の資格」の評価基準については、表-1のとおりです。

表-1 「主任（監理）技術者の資格」の評価基準

令和3年7月まで	令和3年8月から
建設業法第7条第2号ハに該当する資格のうち、当該工種に係る1級国家資格又は技術士の資格	発注者が指定する資格

2 発注者が指定する資格

発注者が指定する資格は、表-2のとおりとし、工事の規模や内容に応じて設定することとします。また、各工事における入札公告の別紙「総合評価に関する事項」に明示します。なお、指定する資格を追加する場合は、随時お知らせします。

表-2 指定する資格一覧

発注者が指定する資格
コンクリート主任技士
コンクリート診断士
推進工事技士

※ 上表の資格に該当しない工事（工事規模又は工事内容）の場合は、「建設業法第7条第2号ハに該当する資格のうち、当該工種に係る1級国家資格又は技術士の資格」とする場合があります。